

# 特定低公害・低燃費車導入義務制度 (環境確保条例第35条)

## ディーゼル重量車の燃費要件の一部見直しについて

ディーゼル重量車の新しい燃費試験方法が国において導入され、「令和7年度燃費基準」をもつ車両の市販が開始されました。これに伴い、特定低公害・低燃費車該当要件を追加します。

(令和7年10月28日 東京都告示第989号)

### «対象車»

国の新たな燃費試験方法に基づき型式認証を取得した軽油を燃料とする重量車（車両総重量3.5t超）

⇒車両型式2桁目が「V」又は「W」の車両

(例:2VG - \* \* \*, 2WG - \* \* \* \*)

### «該当要件»

平成28年排出ガス規制適合、かつ以下の燃費要件を満たす車両

○車両総重量3.5t超7.5t以下

「令和7年度燃費基準95%以上達成車」

○車両総重量7.5t超

「令和7年度燃費基準90%以上達成車」

### «改正概要»※燃費要件抜粋

【35条】

«現行要件»

«新要件(追加)»

車両総重量	H27燃費基準	R7燃費基準
3.5t超~7.5t以下	110%以上 又は 105%以上	95%以上 又は 90%以上
7.5t超		

### «適用期間»

令和9年3月31日までの導入義務達成率への算定

## «Q&A»

質問① 国の旧基準(平成27年度燃費基準)に基づいて型式認定を受けた車両を購入したが、車両カタログ等を確認したところ、「令和7年度燃費基準達成度」の記載もありました。この場合、新要件で該当か否か判断して構わないとですか。

回答① 平成27年度燃費基準(試験方法:重量車/JH15モード)に基づいて型式認定を受けた車両(型式の2桁目が「V」、「W」以外)は、従来要件である非出ガス規制、及び平成27年度燃費基準の達成度を基に適否をご判断ください。

質問② いつ導入した車両から、新要件で該当を判断するのでしょうか。

回答② 車両型式の2桁目が「V」、「W」いずれかの車両でしたら、導入時期は問いません。

## «制度詳細»

本制度に係る具体的な内容については、東京都環境局のホームページ掲載の要綱等をご参照ください。

### 【環境局HP】

#### ○特定低公害・低燃費車導入義務制度

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/pollution/obligation>

#### ○自動車環境管理計画書制度

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/newplan/newplan>

### 【お問い合わせ先】

#### ○東京都環境局 環境改善部 自動車環境課 自動車対策担当

電話番号: 03-5388-3462

メールアドレス:[S0000628@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0000628@section.metro.tokyo.jp)

※自動車環境管理計画書制度については、下記の相談窓口までお問い合わせください。

#### ○自動車環境管理計画書相談窓口

電話番号: 03-5388-3526

メールアドレス:[jkeikaku@kankyo.metro.tokyo.jp](mailto:jkeikaku@kankyo.metro.tokyo.jp)